官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務一二一）　一
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府一二二）　二
○二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件（総務三九一）　四
○電波法第百三条の二第二項及び別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（同三九二）　五
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二九四）　九
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一六三一～一六四二）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一六四三）　二六
○航空保安無線施設の設置及び変更に係る告示について（国土交通一三一五）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター令和七事業年度財務諸表、企業年金基金清算結了・清算人退任、首都高速道路株式会社都市計画事業関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　六
会社その他
会社決算公告　七

省令

○総務省令第百二十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十九日

総務大臣　藤井比早之

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（空中線電力の表示） **第四条の四**　［略］ ２　次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。 ［一・二　略］ 三　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（一七〇MHzを超え二一七・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備 ［四～九　略］ ［３～５　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（空中線電力の表示） **第四条の四**　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 三　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（一七〇MHzを超え二〇二・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備 ［四～九　同上］ ［３～５　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第百二十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　食品 Ａ　食品一般の成分規格 ［１～５　略］ ６　５の規定にかかわらず、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。	第１　食品 Ａ　食品一般の成分規格 ［１～５　略］ ６　５の規定にかかわらず、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
カスガマイシン	米	0.2ppm
	大豆	0.04ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.04ppm
	そら豆	0.04ppm
	その他の豆類	0.04ppm
	ばれいしょ	0.2ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.2ppm
	だいこん類の葉	0.2ppm
	はくさい	0.2ppm
	キャベツ	0.2ppm
	芽キャベツ	0.2ppm
	ブロッコリー	0.6ppm
	その他のあぶらな科野菜	3 ppm
	ごぼう	0.2ppm
	レタス	2 ppm
	たまねぎ	0.01ppm
	ねぎ	0.04ppm
	にんにく	0.2ppm
	にんじん	0.08ppm
	セロリ	3 ppm
	トマト	0.5ppm
	ピーマン	0.2ppm
	なす	0.1ppm
	その他のなす科野菜	2 ppm
	きゅうり	0.05ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.4ppm

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
カスガマイシン	米	0.2ppm
	大豆	0.04ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.04ppm
	そら豆	0.04ppm
	その他の豆類	0.04ppm
	ばれいしょ	0.2ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.2ppm
	だいこん類の葉	0.2ppm
	はくさい	0.2ppm
	キャベツ	0.2ppm
	芽キャベツ	0.2ppm
	ブロッコリー	0.6ppm
	その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
	ごぼう	0.2ppm
	レタス	2 ppm
	たまねぎ	0.2ppm
	ねぎ	0.2ppm
	にんにく	0.2ppm
	にんじん	0.2ppm
	セロリ	3 ppm
	トマト	0.5ppm
	ピーマン	0.2ppm
	なす	0.1ppm
	その他のなす科野菜	2 ppm
	きゅうり	0.2ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.4ppm

メロン類果実（果皮を含む。）	２ppm
オクラ	0.2ppm
未成熟えんどう	0.04ppm
未成熟いんげん	0.04ppm
えだまめ	0.04ppm
その他の野菜	0.04ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.5ppm
なつみかんの果実全体	0.4ppm
レモン	0.09ppm
オレンジ	0.5ppm
グレープフルーツ	0.4ppm
ライム	0.09ppm
その他のかんきつ類果実	0.5ppm
りんご	0.2ppm
日本なし	0.2ppm
西洋なし	0.2ppm
マルメロ	0.2ppm
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
うめ	0.3ppm
おうとう	0.6ppm
ラズベリー	３ppm
ブラックベリー	３ppm
その他のベリー類果実	３ppm
キウィー（果皮を含む。）	0.2ppm
その他の果実	0.2ppm
くるみ	0.04ppm
茶	３ppm
その他のスパイス	３ppm
はちみつ	0.05ppm

メロン類果実（果皮を含む。）	２ppm
オクラ	0.2ppm
未成熟えんどう	0.04ppm
未成熟いんげん	0.04ppm
えだまめ	0.04ppm
その他の野菜	0.04ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.2ppm
なつみかんの果実全体	0.2ppm
レモン	0.2ppm
オレンジ	0.2ppm
グレープフルーツ	0.2ppm
ライム	0.2ppm
その他のかんきつ類果実	0.2ppm
りんご	0.2ppm
日本なし	0.2ppm
西洋なし	0.2ppm
マルメロ	0.2ppm
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
うめ	0.3ppm
おうとう	0.6ppm
ラズベリー	３ppm
ブラックベリー	３ppm
その他のベリー類果実	３ppm
キウィー	0.2ppm
その他の果実	0.2ppm
くるみ	0.04ppm
茶	３ppm
その他のスパイス	0.2ppm
はちみつ	0.05ppm

［略］		
カルバリル	米	1 ppm
	小麦	2 ppm
	とうもろこし	0.1ppm
	大豆	0.2ppm
	らっかせい	0.05ppm
	ばれいしょ	0.02ppm
	かんしょ	0.02ppm
	だいこん類の根	0.5ppm
	だいこん類の葉	0.6ppm
	かぶ類の根	1 ppm
	はくさい	0.03ppm
	キャベツ	0.3ppm
	にんじん	0.5ppm
	パセリ	22ppm
	その他のせり科野菜	0.1ppm
	なす	1 ppm
	その他のなす科野菜	5 ppm
	しろうり	3 ppm
	まくわうり（果皮を含む。）	3 ppm
	その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	3 ppm
	しょうが	0.1ppm
	その他の野菜	0.1ppm
	みかん（外果皮を含む。）	15ppm
	［号を削る。］	
	レモン	15ppm
	オレンジ	5 ppm
	グレープフルーツ	5 ppm
	ライム	15ppm
	その他のかんきつ類果実（ぽんかんを除く。）	15ppm

［略］		
カルバリル	米	1 ppm
	小麦	2 ppm
	とうもろこし	0.1ppm
	大豆	0.2ppm
	らっかせい	0.05ppm
	ばれいしょ	0.02ppm
	かんしょ	0.02ppm
	だいこん類の根	0.5ppm
	だいこん類の葉	0.8ppm
	かぶ類の根	1 ppm
	はくさい	0.05ppm
	キャベツ	0.3ppm
	にんじん	0.5ppm
	パセリ	22ppm
	その他のせり科野菜	0.1ppm
	なす	1 ppm
	その他のなす科野菜	5 ppm
	しろうり	3 ppm
	まくわうり（果皮を含む。）	3 ppm
	その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	3 ppm
	しょうが	0.1ppm
	その他の野菜	0.1ppm
	みかん（外果皮を含む。）	15ppm
	なつみかんの果実全体	5 ppm
	レモン	15ppm
	オレンジ	5 ppm
	グレープフルーツ	5 ppm
	ライム	15ppm
	その他のかんきつ類果実（ぽんかんを除く。）	15ppm

りんご	0.05ppm
日本なし	0.4ppm
西洋なし	0.4ppm
ネクタリン	10ppm
おうとう	7 ppm
ラズベリー	12ppm
ブラックベリー	12ppm
ブルーベリー	3 ppm
クランベリー	5 ppm
ハックルベリー	3 ppm
その他のベリー類果実	12ppm
その他の果実（いちじくを除く。）	30ppm
ひまわりの種子	0.2ppm
ごまの種子	3 ppm
ぎんなん	1 ppm
くり	1 ppm
ペカン	1 ppm
アーモンド	1 ppm
くるみ	1 ppm
その他のナッツ類	1 ppm
その他のスパイス	80ppm
その他のハーブ	75ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.1ppm
豚の脂肪	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm
牛の肝臓	1 ppm
豚の肝臓	1 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm

りんご	0.05ppm
日本なし	0.4ppm
西洋なし	0.4ppm
ネクタリン	10ppm
おうとう	7 ppm
ラズベリー	12ppm
ブラックベリー	12ppm
ブルーベリー	3 ppm
クランベリー	5 ppm
ハックルベリー	3 ppm
その他のベリー類果実	12ppm
その他の果実（いちじくを除く。）	30ppm
ひまわりの種子	0.2ppm
［号を加える。］	
ぎんなん	1 ppm
くり	1 ppm
ペカン	1 ppm
アーモンド	1 ppm
くるみ	1 ppm
その他のナッツ類	1 ppm
その他のスパイス	80ppm
その他のハーブ	75ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.1ppm
豚の脂肪	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm
牛の肝臓	1 ppm
豚の肝臓	1 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm

	牛の腎臓	3 ppm
	豚の腎臓	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3 ppm
	牛の食用部分	3 ppm
	豚の食用部分	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3 ppm
	乳	0.05ppm
	鶏の筋肉	0.3ppm
	鶏の脂肪	3 ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	1 ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	はちみつ	0.05ppm
	米ぬか	35ppm
	精米	1 ppm
	ひまわり油	0.05ppm
［略］		
テトラニリプロール	米	0.01ppm
	とうもろこし	0.01ppm
	大豆	0.2ppm
	ばれいしょ	0.02ppm
	さといも類	0.02ppm
	かんしょ	0.02ppm
	やまいも	0.02ppm
	こんにゃくいも	0.02ppm
	その他のいも類	0.02ppm
	てんさい	0.04ppm
	さとうきび	0.01ppm
	だいこん類の根	0.03ppm
	だいこん類の葉	30ppm

	牛の腎臓	3 ppm
	豚の腎臓	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3 ppm
	牛の食用部分	3 ppm
	豚の食用部分	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3 ppm
	乳	0.05ppm
	鶏の筋肉	0.2ppm
	鶏の脂肪	3 ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	1 ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	［号を加える。］	
	米ぬか	50ppm
	精米	1 ppm
	ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	0.05ppm
［略］		
テトラニリプロール	米	0.01ppm
	とうもろこし	0.01ppm
	大豆	0.2ppm
	［号を加える。］	
	さといも類	0.01ppm
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	だいこん類の根	0.03ppm
	だいこん類の葉	30ppm

かぶ類の葉	15ppm
クレソン	15ppm
はくさい	4 ppm
キャベツ	2 ppm
ケール	15ppm
こまつな	20ppm
きょうな	15ppm
チンゲンサイ	15ppm
カリフラワー	9 ppm
ブロッコリー	9 ppm
その他のあぶらな科野菜	15ppm
レタス	40ppm
たまねぎ	0.01ppm
ねぎ	2 ppm
トマト	1 ppm
ピーマン	3 ppm
なす	0.8ppm
その他のなす科野菜	0.9ppm
きゅうり	0.5ppm
すいか（果皮を含む。）	0.4ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5ppm
その他のうり科野菜	0.02ppm
ほうれんそう	30ppm
オクラ	0.4ppm
未成熟えんどう	3 ppm
未成熟いんげん	2 ppm
えだまめ	2 ppm
その他の野菜	0.02ppm
みかん（外果皮を含む。）	2 ppm
なつみかんの果実全体	1 ppm
レモン	2 ppm
オレンジ	1 ppm

［号を加える。］	
［号を加える。］	
はくさい	4 ppm
キャベツ	2 ppm
ケール	20ppm
こまつな	20ppm
きょうな	10ppm
チンゲンサイ	7 ppm
［号を加える。］	
ブロッコリー	9 ppm
その他のあぶらな科野菜	20ppm
レタス	40ppm
［号を加える。］	
ねぎ	2 ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	3 ppm
なす	0.8ppm
［号を加える。］	
きゅうり	0.5ppm
すいか（果皮を含む。）	0.4ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5ppm
［号を加える。］	
ほうれんそう	30ppm
［号を加える。］	
未成熟えんどう	3 ppm
未成熟いんげん	2 ppm
えだまめ	2 ppm
［号を加える。］	
みかん（外果皮を含む。）	1 ppm
なつみかんの果実全体	0.9ppm
レモン	2 ppm
オレンジ	1 ppm

グレープフルーツ	1 ppm
ライム	2 ppm
その他のかんきつ類果実	2 ppm
りんご	1 ppm
日本なし	0.5ppm
西洋なし	0.5ppm
マルメロ	0.4ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.9ppm
ネクタリン	0.9ppm
あんず	1 ppm
すもも	0.3ppm
うめ	1 ppm
おうとう	2 ppm
いちご	2 ppm
ぶどう	2 ppm
かき	0.5ppm
キウィー（果皮を含む。）	2 ppm
その他の果実	2 ppm
ぎんなん	0.03ppm
くり	0.03ppm
ペカン	0.03ppm
アーモンド	0.03ppm
くるみ	0.03ppm
その他のナッツ類	0.03ppm
茶	80ppm
その他のスパイス	7 ppm
その他のハーブ	60ppm
牛の筋肉	0.1ppm
豚の筋肉	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1ppm
牛の脂肪	0.2ppm

グレープフルーツ	0.9ppm
ライム	2 ppm
その他のかんきつ類果実	2 ppm
りんご	1 ppm
日本なし	0.5ppm
西洋なし	0.5ppm
［号を加える。］	
［号を加える。］	
もも（果皮及び種子を含む。）	0.9ppm
ネクタリン	0.9ppm
あんず	2 ppm
すもも	0.1ppm
うめ	2 ppm
おうとう	1 ppm
いちご	2 ppm
ぶどう	2 ppm
かき	0.5ppm
［号を加える。］	
［号を加える。］	
ぎんなん	0.03ppm
くり	0.03ppm
ペカン	0.03ppm
アーモンド	0.03ppm
くるみ	0.03ppm
その他のナッツ類	0.03ppm
茶	80ppm
［号を加える。］	
その他のハーブ	20ppm
牛の筋肉	0.02ppm
［号を加える。］	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
牛の脂肪	0.04ppm

	豚の脂肪	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
	牛の肝臓	1 ppm
	豚の肝臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm
	牛の腎臓	1 ppm
	豚の腎臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 ppm
	牛の食用部分	1 ppm
	豚の食用部分	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 ppm
	乳	0.2ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	魚介類	0.05ppm
	はちみつ	0.05ppm
	すもも（乾燥させたもの）	2 ppm
［略］		
トリホリン	その他のきく科野菜	0.5ppm
	ねぎ	5 ppm
	トマト	0.9ppm
	ピーマン	3 ppm

	［号を加える。］	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04ppm
	牛の肝臓	0.3ppm
	［号を加える。］	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3ppm
	牛の腎臓	0.3ppm
	［号を加える。］	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3ppm
	牛の食用部分	0.3ppm
	［号を加える。］	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3ppm
	乳	0.05ppm
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	魚介類	0.05ppm
	はちみつ	0.05ppm
	［号を加える。］	
［略］		
トリホリン	その他のきく科野菜	0.5ppm
	ねぎ	5 ppm
	トマト	2 ppm
	ピーマン	3 ppm

	なす	1 ppm
	きゅうり	0.7ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.7ppm
	未成熟えんどう	1 ppm
	もも（果皮及び種子を含む。）	5 ppm
	いちご	3 ppm
	ブルーベリー	0.03ppm
	ハックルベリー	0.03ppm
	かき	0.7ppm
	その他のハーブ	25ppm
	牛の筋肉	0.01ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.01ppm
	豚の脂肪	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
	牛の肝臓	0.01ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
	乳	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		
プロスルホカルブ	小麦	0.05ppm
	大麦	0.05ppm
	ライ麦	0.05ppm

	なす	1 ppm
	きゅうり	1 ppm
	メロン類果実	0.02ppm
	未成熟えんどう	1 ppm
	もも	1 ppm
	いちご	2 ppm
	ブルーベリー	0.03ppm
	ハックルベリー	0.03ppm
	かき	0.7ppm
	その他のハーブ	25ppm
	牛の筋肉	0.01ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.01ppm
	豚の脂肪	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
	牛の肝臓	0.01ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
	乳	0.01ppm
	［号を加える。］	
［略］		
プロスルホカルブ	小麦	0.05ppm
	大麦	0.05ppm
	ライ麦	0.05ppm

	とうもろこし	0.05ppm
	その他の穀類	0.05ppm
	えんどう	0.01ppm
	そら豆	0.01ppm
	ばれいしょ	0.05ppm
	たまねぎ	0.05ppm
	ねぎ	0.01ppm
	その他のゆり科野菜	0.02ppm
	にんじん	1 ppm
	セロリ	2 ppm
	その他のせり科野菜	0.08ppm
	未成熟えんどう	0.01ppm
	ひまわりの種子	0.02ppm
	その他のスパイス	0.3ppm
	魚介類	0.09ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		
メプロニル	米	2 ppm
	小麦	2 ppm
	大麦	2 ppm
	ライ麦	2 ppm
	その他の穀類	2 ppm
	ばれいしょ	0.02ppm
	こんにゃくいも	0.1ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.02ppm
	だいこん類の葉	1 ppm
	レタス	1 ppm
	その他のきく科野菜	0.1ppm
	トマト	0.02ppm
	きゅうり	0.02ppm
	すいか	0.02ppm

	とうもろこし	0.05ppm
	その他の穀類	0.05ppm
	えんどう	0.05ppm
	そら豆	0.05ppm
	ばれいしょ	0.05ppm
	たまねぎ	0.1ppm
	ねぎ	0.05ppm
	その他のゆり科野菜	0.05ppm
	にんじん	1 ppm
	セロリ	2 ppm
	その他のせり科野菜	0.1ppm
	未成熟えんどう	0.05ppm
	ひまわりの種子	0.05ppm
	その他のスパイス	0.5ppm
	魚介類	0.09ppm
	［号を加える。］	
［略］		
メプロニル	米	2 ppm
	小麦	2 ppm
	大麦	2 ppm
	ライ麦	2 ppm
	その他の穀類	2 ppm
	ばれいしよ	0.02ppm
	こんにやくいも	0.1ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.02ppm
	だいこん類の葉	1 ppm
	レタス	1 ppm
	その他のきく科野菜	0.2ppm
	トマト	0.02ppm
	きゆうり	0.02ppm
	すいか	0.02ppm

ほうれんそう	0.7ppm
日本なし	0.7ppm
西洋なし	0.7ppm
ぶどう	2ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm

ほうれんそう	0.7ppm
日本なし	1ppm
西洋なし	1ppm
ぶどう	2ppm
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	

その他の家きんの卵	0.01ppm	
魚介類	2 ppm	
はちみつ	0.05ppm	
［略］		
［(2)～(15)　略］		
［7～12　略］		
［B～D　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、たまねぎ、ねぎ、にんじん、きゅうり、レモン、ライム、キウィー及びキウィー（果皮を含む。）に残留するカスガマイシンの量の限度、だいこん類の葉、はくさい、なつみかんの果実全体及び米ぬかに残留するカルバリルの量の限度、ケール、その他のあぶらな科野菜、トマト、あんず及びうめに残留するテトラニリプロールの量の限度、トマト、きゅうり、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するトリホリンの量の限度、えんどう、そら豆、たまねぎ、ねぎ、その他のゆり科野菜、その他のせり科野菜、未成熟えんどう、ひまわりの種子及びその他のスパイスに残留するプロスルホカルブの量の限度並びにその他のきく科野菜、日本なし及び西洋なしに残留するメプロニルの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

○総務省告示第三百九十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号50の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百七号（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十九日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
周波数帯	不要発射の強度の許容値	周波数帯	不要発射の強度の許容値
［略］	［略］	［同上］	［同上］
二二二MHzを超え二三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下の値。ただし、陸上移動局又は携帯局の送信装置にあっては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値	二〇七・五MHzを超え二一五MHz以下	［同上］
二三〇MHzを超え一GHz以下	1　空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値 2　空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値	二一五MHzを超え一GHz以下	［同上］
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。